

24時間ホームケアほほえみ

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

重要事項説明書

令和7年7月1日現在

社会福祉法人 桑の実会

当事業所は、利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象です。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 桑の実会
代表者氏名	理事長 濱野 賢一
法人所在地	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘6-2835-2
設立年月日	昭和51年7月12日
電話番号	04-2921-1160
法人ホームページ	https://kuwanomikai.jp

2. 事業所の概要

事業所の名称	24時間ホームケアほほえみ (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)
事業所の所在地	埼玉県所沢市小手指町4丁目18-1
電話番号	04-2947-3915 (FAX: 04-2941-5523)
管理者氏名	佐藤 裕介
事業所番号	所沢市 第1192500278号 (平成26年10月2日指定)
事業の開始年月日	平成26年10月2日より

(1) 事業の目的

利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に、または利用者からの随時の通報に適切に対応を行うことにより、利用者が安心してその居宅において生活を送ることを目的とします。

(2) 運営の方針

要介護状態となった場合でも、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は通報により、その者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他の、安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その生活を支援し、心身機能の維持回復を目指します。事業者は、提供するサービスの質の評価を行うと共に、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。

(3) 設備の概要

設備基準により、事務室・相談室、および感染症予防に必要な設備、または備品を備えます。次の通信機器を備え、必要に応じてオペレーターが携帯します。

- ア.利用者の心身の状況等の情報を蓄積することが出来る機器
- イ.随時適切に利用者からの通報を受けることが出来る通信機器
- ウ.利用者が適切にオペレーターに通報できる端末機器

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域	所沢市
営業日	3 6 5 日
営業時間	2 4 時間

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
1.管理者		1		
2.計画作成責任者		1		
3.オペレーター		6		1 1
介護福祉士		6		9
	その他			2
4.訪問介護員		1		7
介護福祉士				
	介護職員初任者研修修了者	1		7
	認定特定行為業務従事者			

〈1. 管理者〉

- ア. 事業所の従業者および業務の一元的な管理
- イ. 従業者に基準を遵守させるために必要な指揮命令

〈2. 計画作成責任者〉

- ア. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成および交付
- イ. サービス提供の日時等の決定
- ウ. サービス利用の申し込みに係る調整、サービス内容の管理

〈3. オペレーター〉

- ア. 利用者および家族からの通報を随時受け付け、適切に対応
- イ. 利用者またはその家族に対して、適切な相談及び助言

〈4. サービス従業者（訪問介護員）〉

- ア. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿った定期的な巡回
- イ. オペレーターからの要請を受けての利用者宅訪問（随時訪問）

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険の給付の対象となる場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

(1) 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス

以下の介護保険給付対象サービスについては、利用料金は各利用者の負担割合に応じた額となります。

【サービスの概要】

① 定期巡回サービス	介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話をいたします。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下「計画」という）に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助をします。
② 随時対応サービス	あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問もしくは看護師等による対応の可否等を判断するサービスのことをいいます。 随時対応サービスを適切に行うため、オペレーターは計画作成責任者、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。
③ 随時訪問サービス	随時対応サービスにおける訪問の可否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話をいたします。 随時訪問サービスの提供にあたっては、計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行います。
④ 訪問看護サービス	訪問看護サービスの提供にあたっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する指定訪問看護事業所および主治の医師との密接な連携に基づき、医師による指示を文書で受けた場合に、指定訪問看護事業所により提供されます。

【サービス利用料金】

- ① 利用者の要介護度などに応じた金額をお支払いいただきます。
- ② 利用者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ③ 厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までに利用者にご説明します。
- ④ 自己負担額の計算方法

$$\left[\begin{array}{l} \text{「介護職員処遇改善加算」} \\ \text{「利用総単位数」} + \text{「介護職員等特定処遇改善加算」} \\ \text{「介護職員等ベースアップ等支援加算」} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{「地域区分6級地」} \\ \text{（1単位10.42円）} \end{array} \times \text{負担割合}$$

・基本料金「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型） 1ヶ月ごとの包括料金（定額）」

	単位数	基本料金	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
要介護度1	5,446単位/月	56,747円	5,675円	11,350円	17,025円
要介護度2	9,720単位/月	101,282円	10,129円	20,257円	30,385円
要介護度3	16,140単位/月	168,179円	16,818円	33,636円	50,454円
要介護度4	20,417単位/月	212,745円	21,275円	42,549円	63,824円
要介護度5	24,692単位/月	257,291円	25,729円	51,458円	77,187円

※上記金額は、単位数に対して1単位10.42円として算出しています。

・通所系サービス利用時の一日あたりの減算

通所サービスの利用の際には、以下の額が減算されます。

通所利用 減算	単位数	基本料金	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
要介護度1	-62単位/日	-646円	-65円	-130円	-194円
要介護度2	-111単位/日	-1,156円	-116円	-232円	-347円
要介護度3	-184単位/日	-1,917円	-192円	-384円	-576円
要介護度4	-233単位/日	-2,427円	-243円	-486円	-729円
要介護度5	-281単位/日	-2,928円	-293円	-586円	-879円

※上記金額は、単位数に対して1単位10.42円として算出しています。

・短期入所系サービス利用時

短期入所系サービス利用時については、利用日数に応じた日割り計算を行います。

当該月の日数から、当該月の短期入所系サービスの利用日数（退所日を除く）を減じて得た日数に、所定の日割り単位を乗じて得た単位数が当該月の所定単位数となります。

・事業所と同一敷地内建物の利用者にサービスを行う場合の減算

同一建物減算	単位数	基本料金	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
	-600 単位/月	6,252 円	626 円/月	1,251 円/月	1,876 円/月

※上記金額は、単位数に対して 1 単位 10.42 円として算出しています。

・加算料金

サービス内容	単位数	基本料金	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
初期加算	30 単位/日	312 円	32 円	63 円	94 円
サービス提供体制強化加算(I) 1	750 単位/月	7,815 円	781 円	1,563 円	2,345 円
サービス提供体制強化加算(I) 2	640 単位/月	6,668 円	667 円	1,334 円	2,001 円
サービス提供体制強化加算(II)	350 単位/月	3,647 円	365 円	730 円	1,095 円
総合マネジメント体制強化加算(I)	1200 単位/月	12,504 円	1,251 円	2,501 円	3,752 円
福祉・介護職員等処遇改善加算(新加算)	処遇改善加算制度が一本化。所定単位数に 24.5%乗じた単位数に 10.42 を掛けた 1 割・2 割又は 3 割の額				

※上記金額は、単位数に対して 1 単位 10.42 円として算出しています。

① 初期加算

利用を開始した日から起算して30日以内の期間又は、30日を超える入院後に利用を再開した場合加算致します。

② サービス提供体制強化加算

厚生労働大臣が定める基準に適合していることを事業所が市町村に届け出た場合加算致します。区分支給限度基準額の算定対象外です。

③ 総合マネジメント体制強化加算

個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族をとりまく環境の変化を踏まえ介護職員や看護職員等の多職種協働により随時適切に見直しを行った場合と、病院又は診療所に対し日常的に情報提供を行っている場合に加算致します。

区分支給限度基準額の算定対象外です。

④ 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ支援等加算

区分支給限度基準額の算定対象外です。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

複写物の交付
利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。
通常実施区域外の交通費
通常の事業実施地域外へのサービス提供を利用される場合は、1回の利用につき300円をいただきます。
通信料
利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については、利用者にご負担いただきます。

6. 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算（月末締め）し、翌月のおおよそ15日に事業者が発行する利用請求書に基づき、翌月28日に以下の方法にてお支払いいただきます。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

りそな決済サービスによる、預金口座からの自動振替

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスを行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

ア. 利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指定はできません。

イ. 事業所からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合にご利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

ア. 定められた業務以外の禁止

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの利用にあたり、利用者は「5.当事業所

が提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

イ. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの実施に当ってご利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

ウ. 備品等の使用

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用いたします。

エ. 合鍵の管理及び紛失した場合の対応方法

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、利用者宅に取り付ける専用のキーボックスにて保管します。

利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法を記載した文書を利用者に交付するものとし、合鍵を紛失した場合は、すみやかに利用者およびその家族、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとします。

（４）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受2. 利用者の家族等に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供3. 飲酒及び喫煙4. 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動5. その他利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為 |
|--|

（５）提供の拒否の禁止

利用者からの定期巡回・随時対応型訪問介護看護の申し込みに対しては、当該事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合、または通常の事業の実施地域外からの申込者に対して適切なサービスを提供することが困難である等の正当な理由がない限り、提供を拒否することが出来ません。

（６）サービス提供困難時の対応

前項の正当な理由により、適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業所への連絡、適当な他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じるものとします。

（７）受給資格等の確認

サービス提供を開始する際には、介護保険被保険者証の提示を受け、被保険者資格等の確認を行ないます。

（８）身分証の携行

訪問介護員は利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、身分を明らかにする名札

等を携行し、求めに応じて提示します。

8. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画

- ア. 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下「計画」という）を作成します。
- イ. 計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければなりません。定期巡回・随時対応型訪問介護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に位置づけられた定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の心身の状況を踏まえ、計画作成責任者が決定することができます。
- ウ. 計画は、連携する指定訪問看護事業所等のアセスメントを踏まえて作成します。
- エ. 計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意の上、交付します。
- オ. 計画の作成後においても、常に計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとします。

9. 勤務体制の確保等

- ア. 当事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めています。
- イ. 当事業所の従業員によって適切なサービスの提供が行われる体制を構築している場合においても、他の訪問介護事業所等との密接な連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が実情を勘案して適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービスの事業の一部を、他の訪問介護事業所等との契約に基づき、訪問介護事業所等の従業員に行わせるものとします。
- ウ. 事業所は従業員の資質向上のために次のとおり研修の機会を確保します。
 - 1. 採用時研修 採用後1か月以内
 - 2. 定期的研修 随時

10. 地域との連携

- ア. 当事業所はサービスの提供にあたって、地域に密着し開かれたものにするために、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。
- イ. 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とする。
- ウ. 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、市役所職員、地域包括支援センターの職員、有識者等とする。
- エ. 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

11. 指定訪問看護事業所との連携

当事業所は、連携する指定訪問看護事業所との協定に基づき、以下の事項について協力を得るものとする。

- ア. 利用者に対するアセスメント
- イ. 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- ウ. 医療・介護連携推進会議への参加
- エ. その他必要な指導及び助言

1 2. サービスの終了に伴う援助について

利用者は以下の事由により、サービスを終了することができます。サービスが終了する場合には、事業所は利用者の置かれている環境等を勘案し、必要な支援を行うよう努めます。

- ア. 要介護認定により利用者の心身の状態が要支援または非該当と判断された場合
- イ. 利用者から契約解除の申し出があった場合
- ウ. 利用者及びご家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
- エ. 事業所のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
- オ. 利用者が死亡した場合

1 3. 緊急時の対応方法

- ア. 事業者は、現に各サービスを提供しているときに利用者の状況に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族又は、主治医等に連絡をとる等の措置を講じます。
- イ. 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、あらかじめ事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに、受診等の適切な処置を講じます。

1 4. 事故発生時の対応方法

- ア. 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- イ. 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- ウ. 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとします。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。
- エ. 事故が生じた原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

1 5. 虐待防止に関する事項

事業所は虐待の発生又はその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- ア. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- イ. 虐待の防止のための指針を整備します。
- ウ. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- エ. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- オ. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

1 6. 身体拘束に関する事項

事業所は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者

の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付けることとする。

17. 個人情報の保護とその取り扱い、および守秘義務について

当事業所は、利用者及び利用者の家族の個人情報を下記の目的で収集及び利用し、その取り扱いには細心の注意を払います。

- ア. 事業者、サービス従業者又は職員等は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- イ. 事業者は、利用者の医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供することがあります。
- ウ. 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者と利用者の家族の同意を予め文書により得ることとします。

【介護サービスの利用者への介護の提供に必要な利用目的】

〔介護関係事業者の内部での利用に係る事例〕

- ・ 当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
 - ―利用開始終了の管理
 - ―会計・経理
 - ―事故等の報告
 - ―当該利用者の介護サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

- ・ 当該事業所等が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - ―当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ―その他情報システム運用・保守業務の委託あるいはASPサービスの利用
 - ―家族等への心身の状況説明
 - ―当該利用者のサービス提供上、医師等の意見・助言を求める場合
- ・ 介護保険事務のうち、
 - ―保険事務の委託
 - ―審査支払機関へのレセプトの提出
 - ―審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔介護関係事業者の内部での利用に係る事例〕

- ・ 介護関係事業者の管理運営業務のうち、
 - ―介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 外部監査機関への情報提供
- ・ イベント等における写真や動画の記録
- ・ 法人ホームページ内、スタッフブログ等への写真の掲載

- ・ 緊急連絡メール配信システム運用に関する利用
- ・ 事業所内における、介護看護等実習および研究等への協力

〔介護関係事業者の義務〕

- ・ サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ・ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ・ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ・ 生命及び身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

17. サービス提供に関する相談・苦情の受付について

1 事業所相談苦情等サービス窓口

相談・苦情等窓口	管理者 佐藤裕介	電話：04-2947-3915
受付時間 午前8時30分～午後5時00分（土日祝日・年末年始を除く）		

2 当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

法人第三者委員	小川 京子	電話：090-2237-2946
	高橋 廣成	電話：090-3068-4002
所沢市福祉部介護保険課		電話：04-2998-9420
受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝日・年末年始を除く）		
埼玉県国民健康保険団体連合会		電話：048-824-2568
受付時間：午前8時30分～正午、午後1時00分～5時00分（土日祝日・年末年始を除く）		

18. 加入している損害賠償保険について

保険会社名	日新火災海上保険株式会社
保険名	統合賠償責任保険
保証の概要	身体財物共通 1事故につき 200,000 千円

19. 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無	無し
-------	----

令和_____年_____月_____日

〈事業者〉

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項及び個人情報の取り扱いについて説明しました。

所在地：埼玉県所沢市小手指町4-18-1

名 称：社会福祉法人 桑の実会

指 定：所沢市 1192500278 号

指 定：所沢市 1192500278 号

代表者：理事長 濱野 賢一 印

説明者：_____ 印

〈利用者〉

私は、契約書及び本書面により、事業者から定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての重要事項及び個人情報の取り扱いについて説明を受け同意いたします。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

住所 _____

氏名 _____ 印

〈代理人（代筆者）〉

私は本人の意思を確認の上、本人に代わり上記署名を行いました。

住所 _____

氏名 _____（続柄 _____） 印

〈家族代表〉

私は、契約書及び本書面により、事業者から定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての重要事項及び個人情報の取り扱いについて説明を受け同意いたします。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

住所 _____

氏名 _____（続柄 _____） 印